

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

岩手県公安委員会規則第3号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第12条の2関係）			別表第2（第12条の2関係）		
種類	路線名	区間	種類	路線名	区間
[略]			[略]		
一般国道	[略]		一般国道	[略]	
	45号	[略]		45号	[略]
		<u>陸前高田市米崎町字高畑94番2</u> から大船渡市大船渡町字鷹頭55番1まで			<u>陸前高田市竹駒町字相川37番16</u> から大船渡市大船渡町字鷹頭55番1まで
		[略]			[略]
		下閉伊郡岩泉町中島字長内無番から下閉伊郡田野畑村南大芦57番1まで			下閉伊郡岩泉町中島字長内無番から下閉伊郡田野畑村南大芦57番1まで
		下閉伊郡普代村第12地割字中村10番2から第16地割字天拝坂43番1まで			下閉伊郡普代村第12地割字中村10番2から第16地割字天拝坂43番1まで
	[略]		[略]		
	[略]		[略]		
県道	花巻平泉線	北上市和賀町横川目11地割132番1地先から山口36地割26番1地先まで	県道	上米内湯沢線	盛岡市津志田15地割坂の下27番12地先から羽場11地割上大島53番1地先まで
	上米内湯沢線	盛岡市津志田15地割坂の下27番12地先から羽場11地割上大島53番1地先まで		花巻平泉線	北上市和賀町横川目11地割132番1地先から山口36地割26番1地先まで
		[略]			[略]
	[略]			[略]	
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。